

平成29年3月10日

枚方市議会議長
大塚光央様

総務常任委員会
委員長 大橋智洋

総務常任委員会事件審査報告書

本委員会は、請願者から意見を聴取した上で、慎重に付託事件の審査を行った結果、平成29年3月10日の会議において下記のとおり決定したので、枚方市議会会議規則第103条及び第137条第1項の規定により報告します。

記

事件番号	事 件 名	審査結果
請願第3号	枚方市議会議員に支給される政務活動費の制度を廃止することを求める請願	不採択とすべきもの

委員長報告参考資料

1. 主な質疑項目

- ・ 請願者が本市議会にのみ政務活動費の廃止を求める理由について
- ・ 政務活動費が法に基づく制度であることに対する請願者の理解について
- ・ 政務活動費の役割に対する紹介議員の理解について
- ・ 政務活動費の廃止による議員活動への影響に対する紹介議員の理解について
- ・ 政務活動費と議員報酬との性格の違いに対する紹介議員の理解について
- ・ 議員の活動報告と議会広報紙との性格の違いに対する紹介議員の理解について
- ・ 請願要旨にある「もともと正当性に欠けている」という文言の正確性について
- ・ 請願要旨にある「市民の承認を得たとは決して言えません」という文言の意義について
- ・ 政務活動費制度の沿革について
- ・ 政務活動費制度の必要性について
- ・ 政務活動費制度の透明性の確保及び適正な運用に向けた取り組みについて
- ・ 政務活動費制度における議会事務局の役割について
- ・ 政務活動費を支給していない中核市の有無について
- ・ 中核市間における政務活動費の支給額の比較について
- ・ 議員が政務活動費を必要としない場合における手続について
- ・ 議員に支給された政務活動費に残余が生じた場合の取り扱いについて

2. 討論要旨

[広瀬ひとみ委員]

請願第3号 枚方市議会議員に支給される政務活動費の制度を廃止することを求める請願に対し、日本共産党議員団を代表し、反対討論を行います。

まず第1に、政務活動費については、もともと正当性に欠けるとの視点から廃止を求められておりますが、この点については同意できません。

政務活動費は、地方自治法により制度化されたもので、正当性に欠けるものではありません。その用途は厳しく制限され、その利用に当たっては説明責任が生じるものであり、単なる報酬とは全く異なるものです。市長と議会という二元代表制のもと、行政を調査、監視し、政策提案するという議会の役割、機能を果たすためのものであり、これを廃止することは議会の役割を低下させることにつながると考えます。

第2に、政務活動費の不正使用は許されるものではありませんし、でき得る限り透明化を図っていくことも重要な課題です。

より質の高い運用に向けて、改善を図る努力は不断に進めなければならず、今後も、この点では、引き続き努力することを申し上げ、討論といたします。